

県営住宅におけるインターネットサービス提供施設の設置に係る取扱要綱

第1条（目的）

この要綱は、県営住宅におけるインターネットサービス提供施設（以下「インターネット施設」という。）の設置に係る取扱について、必要な事項を定めるものである。

第2条（定義）

この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 県営住宅 埼玉県県営住宅条例（昭和34年埼玉県条例第42号）で規定する県営住宅のうち、県が所有する県営住宅、埼玉県特別県営住宅条例（昭和42年埼玉県条例第24号）で規定する特別県営住宅、及び埼玉県特定公共賃貸住宅条例（平成6年埼玉県条例第29号）で規定する特定公共賃貸住宅をいう。
- 二 インターネット施設 インターネットサービス（CATVによるケーブルインターネットを除く。）を提供するために設置することが必要となる施設をいう。
- 三 インターネット通信回線事業者（以下「事業者」という。） インターネットサービスを提供するための通信回線を敷設することを業とする者をいう。

第3条（設置要望）

県営住宅にインターネット施設の設置を希望する団地の自治会又は棟を代表する者は、県に対して、設置要望書（様式第1号）を提出するものとする。

- 2 前項の設置要望書を提出するに当たり、設置対象住棟の1/2以上の入居者の要望書（様式第2号）を添付するものとする。

第4条（事業者に対する依頼）

県は、前条の設置要望書の内容が適当と認められる場合には、団地自治会の希望する事業者に対して、インターネット施設の設置を依頼するものとする。

第5条（承認申請）

前条の設置依頼により県営住宅にインターネット施設を設置しようとする事業者は、県に対して行政財産使用承認申請書（様式第3号）を提出するものとする。

- 2 前項の承認申請書には次の書類を添付するものとする。
 - ア 誓約書（様式第4号）
 - イ 工事計画配線図（平面・立面）
 - ウ 施工計画書及び使用資材リスト
 - エ インターネット通信回線事業者の会社概要、加入申し込みに関する書類（加入契約書雛形等）
 - オ その他必要と認める書類

第6条（承認）

県は、前条の承認申請書が次の各号の全てを満たす場合は、申請した事業者に対して、行政財産使用承認書（様式第5号（1））を交付するものとする。

- 一 設置する施設の利用者は当該団地の入居者に限ること
- 二 設置対象住棟の全住戸へのサービス提供を前提としたものであること
- 三 設置施設、設置場所及び設置方法等が安全で景観上の支障がなく、かつ、設置工事及び使用部分が利用目的上、必要最少限であること
- 四 施設の設置、利用及び維持管理に当たり、設置対象住棟に損傷を与える恐れがないこと
- 五 設置対象住棟について、別にインターネットサービス提供施設に係る行政財産使用承認がなされていないこと

第7条（使用料）

使用料は、無料とする。

第8条（使用期間）

使用期間は、3年以内とする。

- 2 前項の期間は更新できる。

第9条（変更申請）

第6条の承認を得た事業者は、承認された内容を変更する場合は、変更申請しなければならない。この場合の承認期間は、変更承認日から従前の期間末までとする。

なお、同程度のサービスが提供できることを前提として追加工事（回線の設置替えを含む）を行う場合においては、あらためて第3条の設置要望手続を経ることなく変更申請ができる。

第9条の2（変更承認）

県は、前条の変更申請が第6条の各号の全てを満たす場合は、変更申請した事業者に対して、変更承認書（様式第5号（2））を交付するものとする。

第10条（撤去要望）

第6条の承認を経て設置されたインターネット施設の撤去を希望する団地の自治会又は棟を代表する者は、県及び当該施設を設置した事業者に対して撤去願（様式第6号）を提出するものとする。

- 2 前項の撤去願には、設置施設の利用者全てを含む、設置対象住棟の入居者（名義人）の1／2を超える者の同意書（様式第7号）を添付するものとする。

第11条（承認の取り消し等）

県は、次の各号のいずれかに該当するときは、承認の全部若しくは一部を取り消し、又は変更するものとする。

- 一 使用財産を公用又は公共用に供する必要が生じたとき
- 二 承認の条件に違反する行為があると認めたとき
- 三 前条第一項に基づき、団地自治会から撤去願が提出されたとき

附 則

- 1 この要綱は、平成15年11月10日から施行する。
- 2 この要綱は、平成25年9月1日から施行する。
- 3 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。
- 4 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。
- 5 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

年 月 日

埼玉県知事

〇〇〇〇県営住宅自治会長
(〇〇〇〇県営住宅〇号棟代表〇〇〇〇)

インターネットサービス提供施設の設置要望について
このことについて、下記のとおり要望します。

なお、当該施設を設置していただける場合には、当該施設の設置、
利用及び維持管理等について、貴職の責めを問わないことを誓約し
ます。

記

- 1 設置対象住棟

- 2 設置業者及び設置施設
 - ・業者名及び担当者等
業 者 名：
担当者名：
電話番号：

 - ・施設名

- 3 入居者の要望（*要望書を添付しない場合）
別紙のとおり（*自治会で対処します）

- 4 その他

* 設置対象住棟の1 / 2以上の入居者（名義人）の要望書（様式
第2号）を添付してください。

行政財産使用承認申請書

年 月 日

埼玉県知事

申請人 住所
氏名

行政財産を使用することについて承認を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

- 1 承認を受けようとする行政財産
 - (1) 名称
 - (2) 所在地
 - (3) 分類
 - (4) 数量
- 2 使用目的
- 3 使用期間
- 4 使用責任者
- 5 添付書類
 - (1) 誓約書
 - (2) 工事計画配線図（平面・立面）
 - (3) 施工計画書及び使用資材リスト
 - (4) インターネット通信回線事業者の会社概要、加入申し込みに関する書類（加入契約書雛形等）
 - (5) その他必要と認める書類

誓 約 書

年 月 日

埼玉県知事

申請者

私は、〇〇〇〇県営住宅〇号棟にインターネットサービス提供施設を設置するに当たり、下記の事項を厳守することを誓約します。

記

- 1 県の承認条件を遵守すること
- 2 当該施設を利用して、県営住宅の入居者以外の者にサービス提供しないこと
- 3 当該施設の設置、利用及び維持管理に関するいかなる費用も、県に対して求めないこと
- 4 当該施設の設置により、万一、当該住棟等に損傷が生じた場合には、その損害を賠償すること
- 5 当該施設の設置、利用及び維持管理に関する苦情、トラブル（天災・事故等によるインターネットサービスの中断を含む）については、責任を持って対応すること
- 6 当該の団地自治会又は棟を代表する者から、全ての利用者を含む当該住棟に居住する入居者（名義人）の1/2を超える者の同意書を添えて、当該設備の撤去要請があった場合には、使用承認期間内であっても自らの費用で速やかに撤去すること

申請者住所

申請者名

年 月 日付けで申請のあった行政財産を使用することについては、下記のとおり承認します。

年 月 日

埼玉県知事

記

(使用財産)

第1 使用を承認する行政財産(以下「使用財産」という。)は、次のとおりである。

名 称	_____
所 在 地	_____
種目及び数量	_____
使 用 部 分	申請のとおり

(使用の方法)

第2 使用者は、使用財産を次に指定する目的により使用しなければならない。

使用目的 インターネットサービス提供施設の設置

(使用期間)

第3 使用期間は、 年 月 日から 年 月 日までとする。

(使用料)

第4 使用料は、無料とする。

(使用上の制限)

第5 使用者は、善良なる管理者の注意をもって使用財産の維持・保存をしなければならない。

2 使用者は、使用財産について、修繕、模様替え、その他の行為をしようとするときは、事前に書面により埼玉県の承認を受けなければならない。

3 使用者は、使用財産を他の者に転貸してはならない。

- 4 使用者は、使用者が設置した諸設備を利用して、県営住宅の入居者以外のものにインターネットサービスを提供してはならない。
- 5 使用者は自らが設置する諸設備の設置、利用及び管理に関する苦情、トラブル等（天災・事故等によるインターネットサービスの中断を含む）を自らの責任で解決しなければならない。

（使用承認の取消し等）

第6 次のいずれかに該当するときは、使用承認の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

（1）使用財産を公用又は公共用に供する必要が生じたとき。

（2）承認の条件に違反する行為があると認められたとき。

（3）団地自治会から、使用者の提供するインターネットサービスの利用者全てを含む、当該サービス対象住棟の1／2を超える入居者（名義人）の同意書を添えて、埼玉県に対して当該施設の撤去願いが提出された場合

- 2 使用承認を取り消し、又は変更した場合はその取消し又は変更によって生じた損失は補償しない。

（原状回復）

第7 使用者は、使用承認の更新申請を行わず使用期間が満了したとき又は使用承認を取り消されたときは、自己の負担において指定された期限までに使用財産を原状に回復して返還しなければならない。ただし、特に埼玉県の承認を受けたときは、この限りでない。

（損害賠償）

第8 使用者は、自己の責めに帰すべき事由により、使用財産の全部若しくは一部を滅失し、若しくは毀損したとき、又はこの承認書に定める義務を履行しないため、損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

（費用償還請求の放棄）

第9 使用者は、使用財産について支出した必要費又は有益費の償還を請求しないものとする。

（実地調査等）

第10 埼玉県は、必要があると認めるときは、使用財産について実地に調査し、又は使用者から必要な報告を求め、若しくはその使用について必要な措置を講ずべきことを求めることができる。

第11 この条件について疑義のあるとき又は使用財産について疑義を生じたときは、全て埼玉県の決定するところによるものとする。

変 更 承 認 書

指令住第 号

申請者住所

申請者名

年 月 日付け指令住第 号で承認した次の行政
財産の使用について、その一部を下記のとおり変更します。

年 月 日

埼玉県知事

記

(使用財産)

第1 使用を承認する行政財産は次のとおりである。

名 称	_____
所 在 地	_____
種目及び数量	_____
使 用 部 分	申請のとおり

[様式第6号]

インターネットサービス提供施設の撤去願い

年 月 日

埼玉県知事
インターネット通信回線業者

〇〇〇〇自治会長
(〇〇〇〇県営住宅〇号棟代表〇〇〇〇)

〇〇〇〇県営住宅〇号棟に設置してあるインターネットサービス提供施設については、別添同意書のとおり、当該住棟に住む全ての利用者を含む、入居者の過半数が撤去に同意していることから、速やかに撤去して下さるようお願いいたします。

